

# 群馬県蚕糸業史 下巻 1

復刊版

群馬縣蚕糸業協会

群馬県蚕糸業史 下巻

群馬地域文化振興会

群馬縣蚕桑業史 下卷

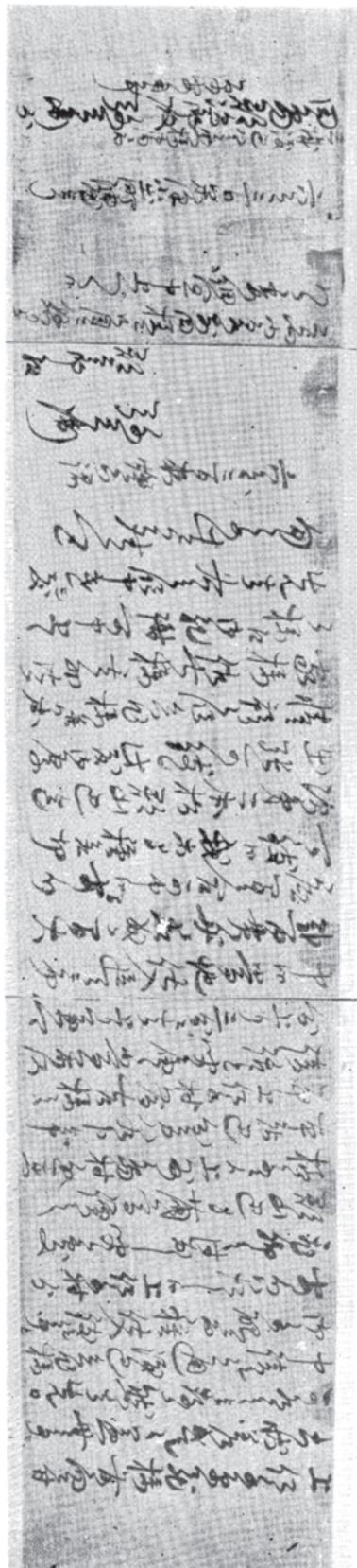
群馬縣蚕桑業協会

編

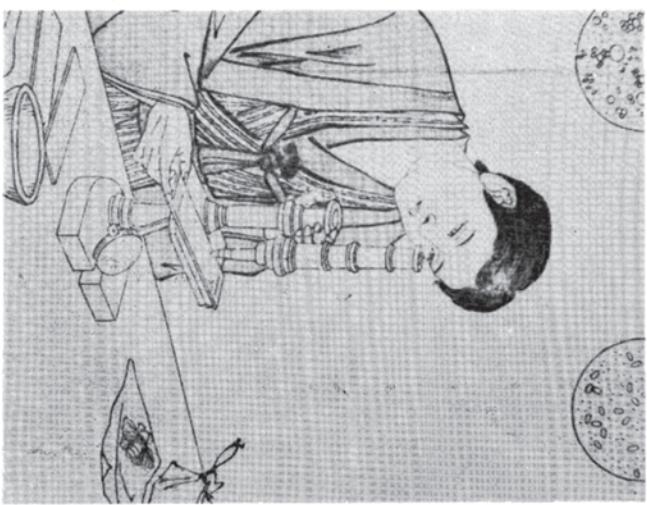
纂

群馬縣蚕糸業史編纂委員會  
群馬縣蚕糸業史編纂專門委員會

奥州種移入の消息を伝える書簡(裏面参照)



顯微鏡使用の農場 (明治十四年頃島村で使用した顯微鏡)



幕末奥州から馬で運搬した蚕種輸送箱

内法 幅 700cm 39.6cm  
深 36cm 平付 300枚入り



上仁手原藏様發向に付書状差進候  
益々無事に可有之と存候然れば先  
日申談候通り渡辺兵作様御手配に  
て種仕入致候事と安心致候上仁手  
山辺も繩高価之様子にて上州島村  
村より飛脚のはなししきゝ候處、郡  
近在、本庄辺分方(誰種の仕入)八九  
分と申す事、上仁手村為吉様の談  
話と聽届候、當米沢分上り三分に  
は上り兼可申候  
成候間大底間合申候間安心可致候  
我等も種取切次第二本松那山辺まで  
で出張可致候、此度御厚情に頂り  
候段兵作様並御本家様佐七様その  
外皆々様へ御礼謝可申上候  
先づは右の段申遣度 約々如此  
に御座候

六月三日 夜燈火認

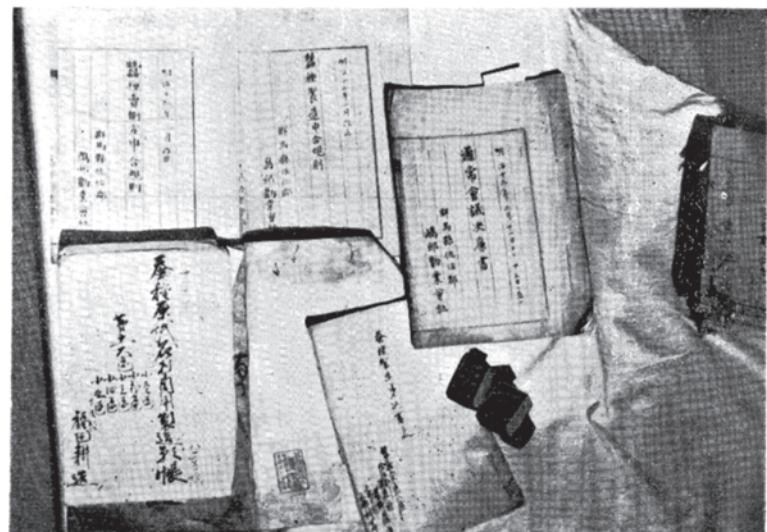
衛 兵 弥 郡 二郎殿

二白小泉前田様に御目に掛り候  
委細よろしく申上べく候六月三日

米沢小出町油屋より三城渡辺八郎

衛門様御内にて

島村に於ける蚕種に  
関する古文書類



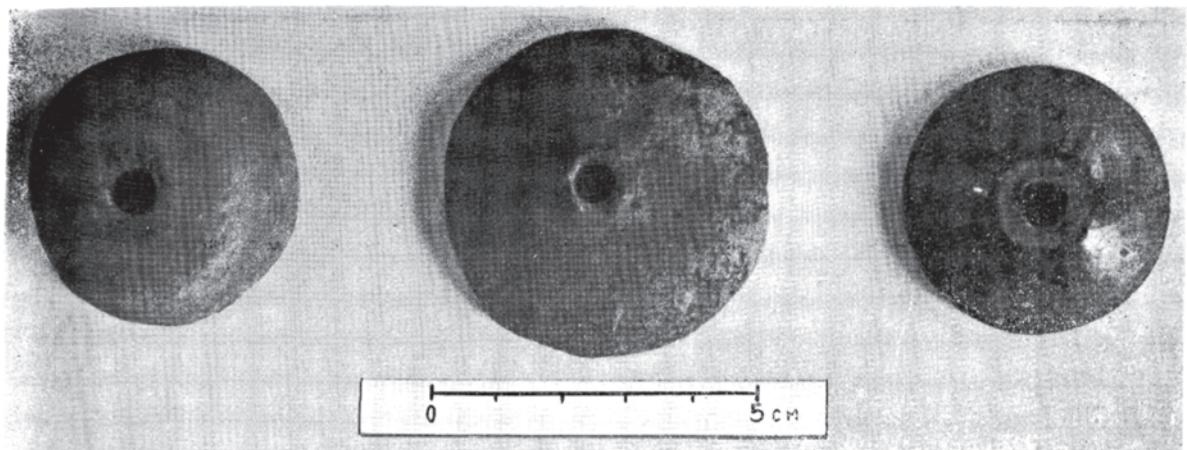
佐波郡に於ける明治初期  
の平付蚕卵紙の商標各種



土 製 紡 垂 車

土 製 紡 垂 車

滑 石 製 紡 車

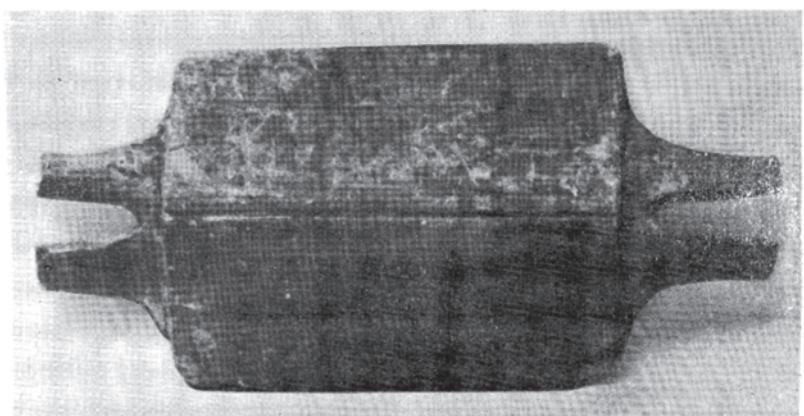


(高崎市並木町出土)

(碓氷郡鳥淵村大字水沼出土)

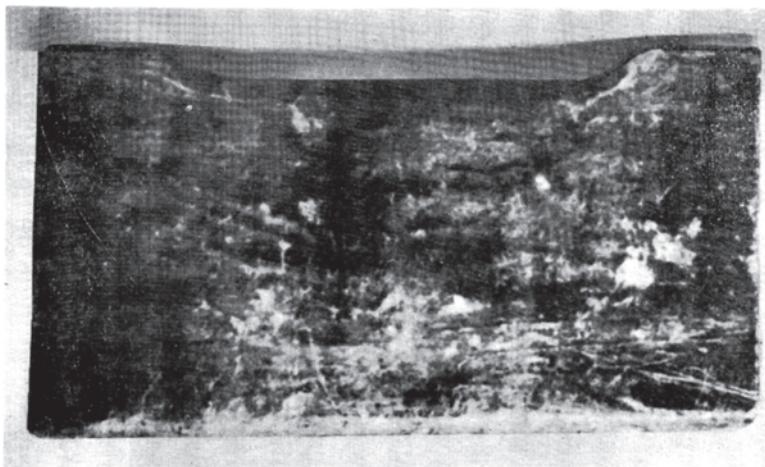
(太田市牛沢出土)

石 製 棱 (ひ)



(勢多郡南橋村上細井出土)

石 製 簾 (おさ)



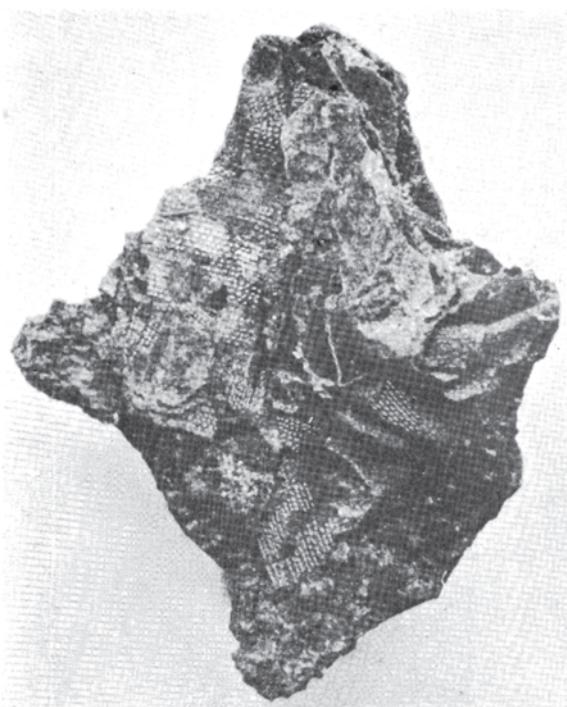
(勢多郡南橋村大字上細井出土)

古瓦の布目



(前橋市総社町山王出土)

古墳出土甲に附着した布

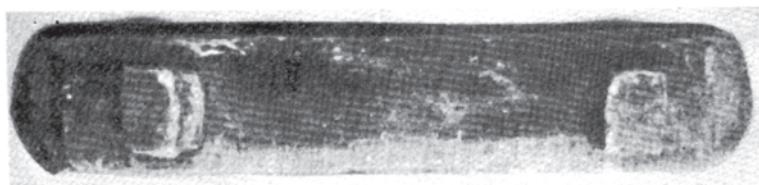


(群馬郡岩鼻村出土)

石製腰掛



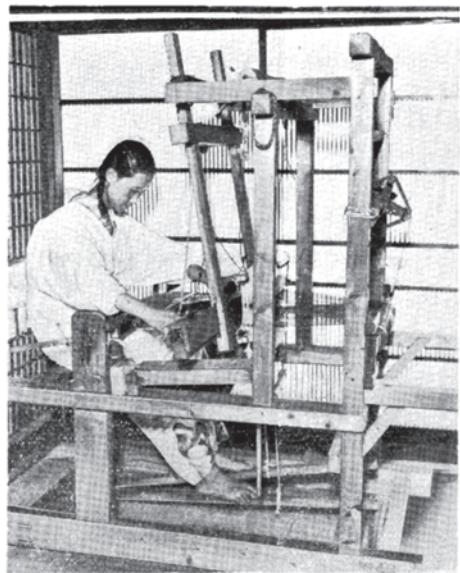
石製膝



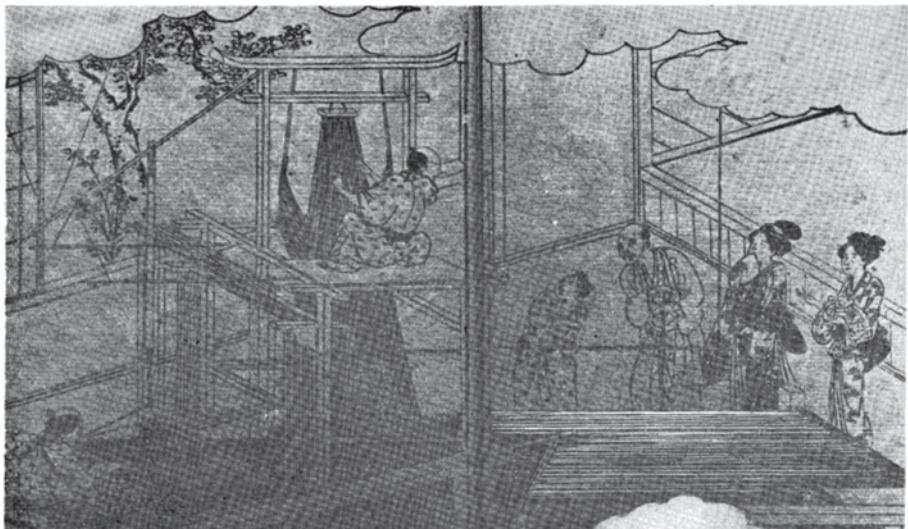
(勢多郡南橋村大字細井南新田発堀)



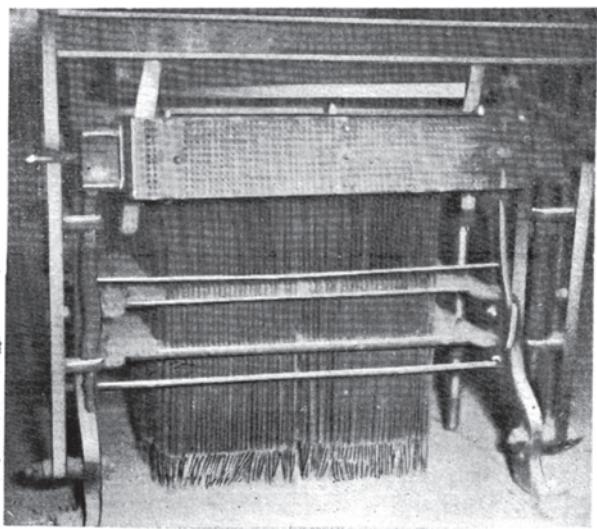
居坐機織



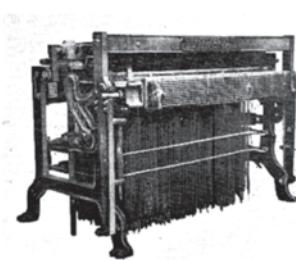
明治十六年移入した高機



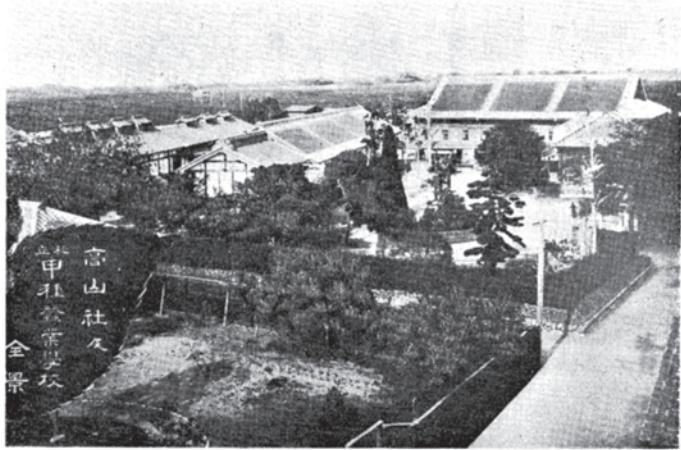
天保頃使用紋機



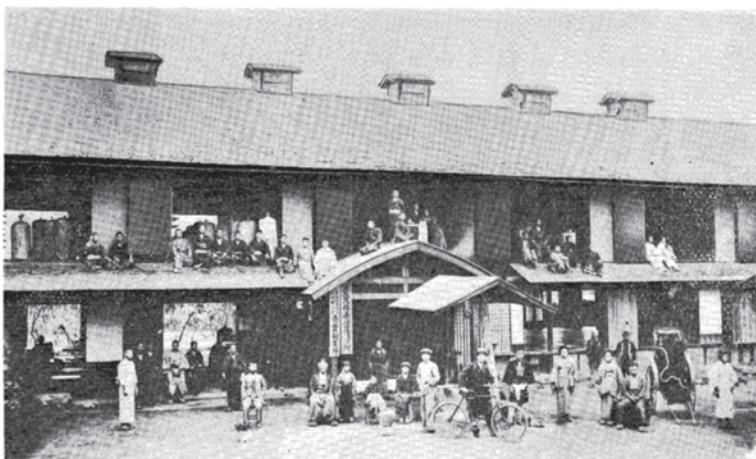
明治十九年米国から輸入したジャカード機



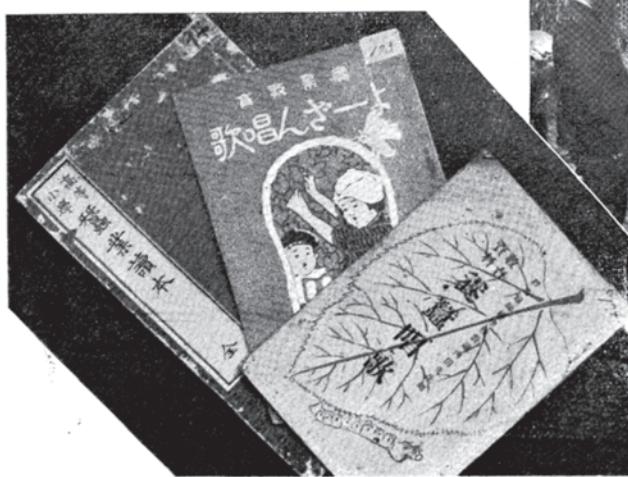
私立甲種蚕業学校全景（明治二十年）



童兒社養蚕伝習所（明治二十五年）



蚕業教科書（明治三十年代）



盲学校生徒の桑皮採取作業（昭和十八年）





高山社小泉(信太郎)分教場の清国留学生



佐波学院生徒の催青実習(昭和十三年)



蚕業技术学校第一回卒業生(昭和二十九年)

# 刊行の辭

群馬県蚕糸業が、その県は基幹産業として、全国に冠絶した傳統と榮譽を得るに至つたのは偶然でなく、現に一千余年前の日本蚕糸業の中心は本県より以西の地にあつたが、やがて徳川時代から安政六年の鑽國放棄による開国を契機とし、近代的資本主義の発生と共に急上昇し、現在の蚕糸王国群馬を築き上げるに至つたのである。しかし、事の成るは一日にして成らずという古諺の如く、今日までの成果の蔭には、爲政者の卓拔なる見識、民間指導者の研究実践した粒々辛苦の努力、又更に有名無名の先人の苦心が祕められていることは勿論である。ところが洵に遺憾なことに、本県にはその長い間の蚕糸業変遷を集成した記録なく、先人の足跡は勿論、本県蚕糸業の歴史を把握する緒口さえ掘むことができなかつた。

斯業関係者をはじめ、専門学究の人々から有識者に至るまで、群馬県蚕糸業史編纂の輿望はずつと以前から叫ばれてきたものであつたにも拘らず、この種事業の至難さと経費の関係上今日まで何等具体化するところがなかつたのである。恰かも昭和二十七年の群馬県蚕糸振興大共進会を契機とし、この畢世の事業を取り上げる声が群馬県蚕糸業協会内並に各関係方面より上り、それが表面化して昭和二十八年に本格的に着手することに決定したのである。

当協会では速かに編纂事業の組織を確立し、爾來一年余という驚異的な短時日の間にその一部を完了、茲にその一冊を完成し、江湖に送ることができたのである。長い星霜の間における幾多盛衰興亡あり、資料、記録の如きも汗牛充棟の多量さであり、これを壓縮して一巻の書とする修史の業は洵に餽骨彫心の心血が注がれた。直接修史の業に従つた専門委員諸氏に更めて深大の敬意を捧げる所以である。

能う限りの細心の努力を払つたとはいえ、勿々の間、なお遺漏不備の点も尠くないと思うが、久しい間の希望を満たし、兎に角後世に遺す偉大な事業としての祕かな誇りは許して戴けるものと思う。今茲に更めて直接間接に力を貸された各方面の方々に厚く感謝の意を表すると共に本事業完成まで一層の御支援を願つて刊行の辭とするものである。

昭和二十九年十一月二十三日

群馬県蚕糸業史編纂委員長

瀧

澤

浜

吉



## 発刊を祝う

わが群馬県の蚕糸業は、その歴史真に古く、社会・経済・文化の興隆発展に寄与した業績は、幾多の資料文献に徴しても明らかなるところであるのみならず常に本邦蚕糸業界の中軸となり、その推進力として重きをなし來つた然し、この輝かしい業歴をもつ本県蚕糸業も、その發展の経路を見るに、決して漫然と時流に便乗し、勞せずして得られたものではなく、又順風無風、平穏の行程を辿つたものでもない、或は經營、技術上の行詰りに悩み或は破局的経済情勢下に苦しみ、或は國際情勢の變化に迷う等、糾餘曲折、波瀾万丈の試練に堪えて來たのであり、一に先覺諸彦の、不斷の研鑽努力と卓抜せる指導力に負うものである。眞に「ローマは一朝にしてならず」の感が深い。

今日、貿易の振興、経済自立の急務を強調せられつゝあるが、その重要な一翼を担う蚕糸業の使命は大きく幾多の困難、隘路ありといえどもこれを見事に打開して、その飛躍伸張を遂げなければならない。

今や蚕糸業界の実相は第二次世界大戦を契機として、多くの問題を内蔵し伸びんとして伸びなやみ、苦境に呻吟しつゝある秋、偶々群馬県蚕糸業協会では本県蚕糸業史を編纂発刊し、靜かに往古先人の辿つた苦闘の道を考え、思を新たにして、施策の資料とせんことを企圖せられたのである。その意義真に深いものがあるといわなければならぬ。

必ずや世の指導者、業界人に対し、採つて以て、その向うべき方途を定め、行うべき手段、施策の道標たり得べきものと信じて衷心より敬意を表し、賛辞を呈する次第である。

昭和二十九年十一月二十三日

群馬県知事  
北野重雄



## 編纂を終えて

長い歴史に飾られ、興り榮え、そしていま日本で一、二の産額を誇る位置にありながら、わが群馬県は、この歴史と繁栄にふさわしい、蚕糸業の歩みを総合的に記録集大成した刊行物をかつてもつたことがなかつた。特定の部門にあつては、例えば桐生、伊勢崎などの織物史のような刊行物が出ているし、蚕糸業についても、きわめて限られた範囲ではあつたが五十年前に「群馬県蚕糸業沿革調査書」が刊行されたことはある。しかし「群馬県蚕糸業沿革調査書」に群馬の蚕糸業史の一部としての意義を認めるにしても、それ以後さらに、順調な発展の途を辿り全盛時代を築いた大正、昭和においてすら、蚕糸業全般にわたる歴史編纂のような大きな事業計画がとり上げられたことは一度もなかつた。まことに不思議といふのはかはないのである。

かりに、群馬県の蚕糸業界に七不思議というものがあるとしたなら、わが群馬県にして今日れつきとした蚕糸業史がないことはまず七不思議の筆頭第一に數えられる遺憾な事柄だつたのではなかつたろうか。蚕糸業隆昌のかけにひそむかなし盲点であつたといえないだろうか。ところで私どもがこうした事実に気付いた時、私どもはすでにこの盲点をいつまでも盲点のままに放置してきた事情に対する詮索を行う余裕など失つていた。そしてまたそれは当然であつた。

昭和二十八年八月、長い蚕糸業史編纂の夢が突如として私どもの前に現実のものと化した。私ども三十四名がはからずも専門委員に委嘱され編纂の重任を依頼された。私どもは直ちに万難を排してこの大仕事に全力をそそぐことを強く要請された。要請は単に唐突であつたばかりでなく、この大事業を最短期間に最少の代償でなしとげてほしいという主旨のものであつた。

編纂に携わる者の常識とすれば、このような大きな事業は特定の専門家群をして専任で当らせ少くとも五年、七年という年月を要するほどのものである。こうした態勢をとらずに専門委員会の統合された協力によつて一年か一年半ぐらいで仕上げようといふ企画は、あえていえば甚だ亂暴なものにおもわれたのである。

もとより、蚕糸業の面する現在の困難な時期に、蚕糸業史の企画を具体化するには、相当のきびしい制約を避けられないことは自明である。そこで、私ども専門委員会は念入りに徹底的に協議検討を重ねた末、全委員の異常な決意をもとにして相互の協力態勢を整え、緊密な横の連絡を確保しつつ、共同作業と分業的機能とを巧みに使い分けてできる限り能率的に事を運ぶ方針を定めた。

いざ着手してみると、つぎつぎに予想以上困難が多かつた。精密な編集計画の策定、部門別調査方針、資料収集方法等々立案実行ともそれぞれに容易ならぬ苦心を伴うものであつた。委員各自の物心両面の相当な犠牲なしにはとうてい仕事は進められるものでなかつた。対象が大きすぎ、しかも遠く古今にわたつてゐるために、屢々調査が絶望的な壁に突き当ることさえあつた。これらをなんとか打開して仕事を推進するのに心の通い合う共同作業こそ何にもまして適切な手段であつた。

専門委員会は七部門に分けられ各々部会を設け、有機的連携を保ち資料の調査と収集を行い執筆に当つた。

共同作業の方法として行われた全委員による総合調査は非常に特長的なやり方であつた。總務部会による編纂の統括、部会間の連絡調整等も共同作業の重要な部分をなした。さらに各部会の部門別調査、資料収集の方法は分業的機能の發揮によつて見事な成功をもたらしたとおもう。かくて関係者の寝食を忘れた努力が結実されここに下巻がついに完成をみることとなつた。私どもの当初の希望はもちろん上巻を先に上梓したかつたのであるが編纂の都合で下巻の方が早く進み、私どもも途中で下巻を最初に刊行する方針に切り替え、もつばら下巻の編纂を促進するに努めた。

上巻の分、養蚕製糸両部門とともに、下巻の各部門と合せて総合調査を開始したのは二十八年の十月であつたが、あれからまだ僅々一ヶ年で早くも下巻が完成され、上巻の養蚕篇製糸篇また半ば以上執筆が進んだ。驚くべき速度、とひそかに自賛するも故なしとしないのである。

なにぶん期限にせかれての大仕事であり、資料を完全消化して後、創作的に体系づけて書きおろすようなゆき方はそれなかつた。不可能な事情にもあつたが、私どもの所信としてその必要を認めなかつた。

むしろ本蚕糸業史は、調査の過程で発見された幾多の貴重な資料を、なるべくナマのまま適確豊富に集録し、膨大な資料の宝庫として後世に遺すとともに、あまねく学界、研究諸家、事業関係者等の活用に委ねるのが本旨と考えて編纂したものである。それにしても、いま上梓に際して、省みれば遺憾な点がなお多々あることに眼はおおえず、編纂者としての良心の痛みしきりなるを覚える。

以下大方のお許しを乞うべき諸点を掲げ、同時に上巻においては過誤を再び繰返すことなく、より一層完璧を期する決意を披瀝する次第である。

- 一、現代のかなづかいが空前の混乱を示している関係もあり、全体にかなづかいの誤りが多い。
  - 一、専門語や古文書引用にむずかしい漢字が多く使われ一貫した漢字制限を行つていない。
  - 一、文体が統一されず用語、かなづかいが区々で誤字脱字がある。
  - 一、資料は原則として原文のままとしたにかかわらず、原文自身の間違いを直したり、新かなづかいに改めた箇所がある。
  - 一、項目記号の数字が不統一となり同一資料が一部形を変えて再掲載されている。
  - 一、人物篇は転写や省略の関係から記述方法、内容の盛り方、文体など千差万別となつていてる。

昭和二十九年十一月二十二日

群馬県蚕糸業史編纂専門委員会  
委員長 庭山政次

## 凡例

一、本史は上下二巻として下巻を先に刊行した。短時日の間に資料の整理、編集をしたので資料の取捨、解釈、考証等不充分なものがあるが、できるだけ上巻で補遺する。

一、資料の出所及び引用はその都度記入したが出所不明のものや繁雑を避けるため省略したものもある。

一、各篇とも龐大な資料を三分の一乃至五分の一程度に壓縮掲載せざるをえなかつた。

一、災害篇は下巻に入る予定だつたが編集の都合により上巻へまわし養蚕篇に挿入する。

一、写真は下巻分だけで百七十三枚收集し珍重すべきものが多く取捨に迷つたが結局紙幅に制約され六十五枚だけ收めた。

一、題簽「群馬県蚕糸業史」は王義之の書を主体として（蠶の字は孫虔礼の書）集字した



# 目次

## 次

刊行の辞 滝沢浜吉  
刊を祝う 北野重雄  
編者のことば 庭山政雄  
凡例 次

題簽(王羲之集字)

口絵・説明

## 蚕種篇

### 第一章 蚕種製造の沿革

#### 第一節 概説

#### 第二節 近世に於ける本県の蚕種業

##### 第一項 元禄時代に於ける蚕種業の発現

##### 第二項 文化時代

##### 第三項 文政時代

##### 第四項 万延・元治・慶応時代

#### 第三節 明治以後の本県の蚕種業

##### 第一項 蚕種改良の濫觴島村勧業会社

##### 第二項 蚕種に関する諸統計

第四節 本県蚕種製造地帯の変遷	四一
第五節 蚕種製造業者の団体とその活動	四三
第一項 概 説	四三
第二項 蚕糸業の将来に対する意見具申書	四三
第二章 蚕種製造技術の発達	四八
第一節 近世以降の技術発達	四八
第二節 明治以後の技術発達	四九
第一項 発達の過程	四九
第二項 発達過程に於ける基本規則	五二
第三項 参考諸表並資料	五三
第三章 蚕種保護技術の変遷と発達	八〇
第一節 自然保護	八〇
第二節 蚕種保護技術の起源	八二
第三節 風穴保護の発見とその沿革	八三
第四節 風穴保護技術の改良発達	八三
第一項 風穴の保護と取締	八三
第二項 県内風穴の実情	八六
第五節 風穴保護技術の衰退と新保護技術の発展	九二
第六節 近代保護技術の発達	九四
第四章 本県蚕種販売の沿革	一〇〇
第一節 概 况	一〇〇

第二節 開港前後に於ける蚕種販売 ..... 一〇一

第一項 蚕種海外輸出の実情 ..... 一〇三

第二項 国内販売の変遷 ..... 一三七

第三節 蚕種検査規則発布後の蚕種販売 ..... 一五二

第一項 諸 請 願 ..... 一五二

第二項 資 料 ..... 一五五

第四節 高崎種市場 ..... 一八四

第一項 概 説 ..... 一八四

第二項 高崎蚕種市場について ..... 一八五

第五章 蚕種保護取締の變遷 ..... 一〇六

第一節 江 戸 時 代 ..... 一〇六

第二節 明治初期粗製濾造蚕種の激増と蚕種取締制度 ..... 一一〇

第一項 政 府 取 締 の 変 遷 ..... 一一〇

第三節 蚕種製造団体の発現 ..... 一一一

第一項 島邨蚕種改良勧業会社 ..... 一一一

第二項 蚕種製造組合 ..... 一三四

第四節 蚕種検査沿革 ..... 一五四

第一項 機械検査の濫觴 ..... 一五四

第二項 蚕種検査法 ..... 一五六

第五節 蚕種業関係法規の変遷 ..... 一六九

第六章 蚕品種の変遷 ..... 一七五

## 第一節 近世以降の変遷

二七五

### 第二節 明治期の蚕品种の変遷

二七六

#### 第一項 原富岡製糸所直輸入バラ種

二七八

#### 第二項 鹽原又の歴史

二八一

#### 第三項 白玉発見及秋蚕

二八三

#### 第四項 新品种発見の背景

二八六

## 第三節 大正、昭和期の品种の変遷

二八七

#### 第一項 一代交雜種奨励

二九二

#### 第二項 終戦後の蚕品种製造の現況

二八七

#### 第三項 諸資料

二九四

#### 第五項 群馬県に於て考案した品种概要

二九六

#### 第六項 本県の優良品种

二九七

## 第七章 蚕種製造の現況

二九七

### 第一節 総合的統制

二九七

#### 第一項 生産統制の確立

二九七

#### 第二項 養蚕と蚕種のブロック結成

三〇四

#### 第三項 蚕種共同施設組合

三〇七

## 第二節 組合に対する県の指導奨励

三一三

#### 第一項 地域合同

三一三

#### 第二項 劃期的大同団結

三一六

#### 第三項 各組合の現況

三一九

## 織物篇

第一章 上古より中世末迄の絹織業	一一一
第一節 上古に於ける絹織工業	一一三
第二節 婦化人による絹織業の発達	一一四
第三節 律令国家に於ける絹織業の発達	一一五
第四節 莊園制下に於ける絹織業	一一七
第五節 大名領成立前後に於ける絹織業	二二九
第六節 上毛に於ける織物神事	二二一
第一項 一宮貴前神社御機織神事	二二一
第二項 赤城神社縁起と上州の織物	二二二
第二章 德川期に於ける上州絹織物業	二二二
第一節 上州絹織物の全国的進出	二二二
第一項 東上州の場合	二三四
第二項 西上州の場合	二三五
第二節 大都市商人の往来	二三八
第三節 飛脚問屋の発達と利用	二三九
第四節 上州絹織物の販路及販売組織	三四〇
第一項 絹布	三四一
第二項 絹宿	三四九
第五節 上州に於ける絹験動	三五三
第一項 元禄絹運上中止の件	三五三

第二項 宝暦絹運上事件	三五三
第三項 天明絹運上騒動	三五五
第六節 江戸時代に於ける各機業地の発達	三五六
第一項 桐生地方	三六六
第二項 伊勢崎織物	三八一
第三項 高崎、藤岡、富岡地方	三九〇
第七節 染色技術の変遷	三七九
第三章 各機業地に於ける生産組織	三九四
第一節 資本及労力	三九四
第二節 問屋前貸制	三九八
第一項 前貸制諸資料	三九八
第二項 マニファクチャリー(手工的工場工業)	四〇〇
第四章 絹織物技術の発達	四〇四
第一節 居坐機と織法	四〇四
第二節 西陣技術の移入	四〇五
第三節 新織機法の移入	四〇八
第四節 高機の普及	四一四
第五章 明治以後の本県絹織工業の発達	四一六
第一節 開港前後に於ける絹織工業	四一六
第二節 本県絹織工業の近代的発達	四二三
第三節 最近の本県の織物業	四四三

# 行 政・政 策 篇

第一項 桐 生	四四三
第二項 伊勢崎織物	四四八
第三項 館林地方	四五六
第四項 大正期後の西上州織物	四六三

第一章 德川時代に於ける幕府の政策	四七六
第一節 幕府の消極政策	四七六
第二節 地方藩に於ける蚕糸類課税と行政措置	四七九
第二章 明治以後の蚕糸業行政政策	四八一
第一項 手工業より機械工業へ	四八一
第二項 蚕糸業と授産更生対策	四八一
第三項 蚕糸業行政機構	四八四
第四項 取締行政並保護獎勵策	四八五
諸法規並諸政策	四八七
(一)生糸改廃と税則 (二)蚕種製造規則 (三)養蚕方法書及下問書 (四)獎勵策としての富岡製糸所 (五)蚕種製造大総代申合 書 (六)上品種蚕種褒賞規則 (七)蚕種製造免許制度の濫觴 (八)養蚕家諭告 (九)蚕種原紙壳捌規則 (十)蚕種原紙壳捌所規 則 (十一)收稅廢止諭告 (十二)生糸製造取締規則 (十三)生糸売買鑑札渡方規則 (十四)坐縁二つ取機械使用停止の件布達 (十五)優等 蚕紙選定法布達 (十六)蚕種製造組合条例 (十七)蚕種人組合結社の手続 (十八)海外輸出蚕種景況示達 (十九)蚕種業者訓戒諭達 (二十)養蚕の本旨に関する告諭 (二十一)生糸改良の意見書 (二十二)生糸取締規則廢止並生糸改方規則	
第二節 明治十一年より日露戦争まで	四九九

## 第一項 保護政策と蚕糸業の地位

四九九

## 第二項 本県の農業立地條件と蚕糸業政策

五〇〇

## 第三項 本県の勧業行政と奨励政策

五〇一

### 諸法規並諸政策

五〇一

- (1) 蚕卵製糸を善良ならしむる諭達 (2) 桑苗改良告示 (3) 蚕種に関する諸条令諸規則廢止並その影響 (4) 明治十二年の諸布達 (5) 生糸、繭商業取引規則 (6) 石灰運搬上の注意 (7) 勸業区設置方法 (8) 著業集団会並著業談話会 (9) 生糸卷印紙  
代残金地方税へ引継ぐ件に就いての諮問 (10) 生糸製出検査規則 (11) 提糸造生糸製出心得 (12) 慰斗糸生皮芋等に対する令達 (13) 勸業会開催諮詢項目 (14) 著業組合準則並規則 (15) 黒痣病取締の經緯並當業者に対する注意 (16) 東京に於ける蚕糸業集談会 (17) 著業組合取締所設置規則 (18) 蚕病試験所設置 (19) 著業組合取締規約 (20) 著業組合準則 (21) 蚕種検査法実施協議会 (22) 著業取締規則 (23) 著業取締の請願書 (24) 蚕種取締規則 (25) 霜害に対する政策  
(26) 関東蚕糸業者大会並協会規約 (27) 伝習生募集手続 (28) 蚕種に関する告諭 (29) 蚕種検査規則並検査成績 (30) 県蚕病予防事務並所轄区域 (31) 生糸検査所法 (32) 直輸貿易意見書 (33) 勸業諮詢令諮問案 (34) 著業調査会並規則 (35) 蚕種特別検査規則 (36) 蚕種検査法建白書並蚕種検査法 (37) 蚕種検査手数料徵收規則 (38) 蚕病消毒講習会 (39) 蟻駆除規則

## 第三節 明治末期より大正末期まで

### 第一項 政府の施策

五五九

### 第二項 本県に於ける施策

五六三  
五六九  
五六六

### 諸政策、諸法規

- (1) 著桑補助規程 (2) 郡農会裁桑獎勵金交付規定 (3) 桑苗木無償配布規定 (4) 勸業費補助規程 (5) 著糸業法施行手続  
(6) 群馬女子蚕業講習規程 (7) 群馬産業調査会 (8) 著糸業法 (9) 蚕種検査手数料徵收規則 (10) 蚕種検査手数料納期  
変更之件請願 (11) 著糸業法施行に關する協議会開催 (12) 国立蚕業試驗場 (13) 著糸業法關係違反状況 (14) 著糸業組合の  
奨励 (15) 地方種繭審査会種繭審査規則 (16) 著糸組合奨勵規定 (17) 製糸教師嘱託規程 (18) 桑園改良奨励規定 (19) 乾繭場  
設置奨励規定 (20) 著糸教師認定証下付規程 (21) 玉糸製造同業組合補助 (22) 著糸技術員設置奨励規程 (23) 臨時産業調査  
会規程 (24) 著糸同業組合技術員設置奨励規定

## 第四節 昭和期より第二次世界大戦前まで

### 第一項 概説

五八五  
五八五

## 第二項 政府の施策

五八七

### 第三項 本県の行政施策

五八九

#### 諸法規、諸政策

五九〇

- (1)蚕業督励委員設置規程 (2)霜害善後策 (3)応急対策 (4)養蚕教師規程 (5)昭和十年度群馬県蠶蛆予防実施計画 (6)桑園改良奨励規程 (7)蚕種共同保護奨励規程 (8)蚕糸業法の改正 (9)生繭売買取締規則 (10)霜害予防稚蚕共同桑園設置奨励規定 (11)蚕糸業法施行手続 (12)蚕種、繭桑苗売買取締規則 (13)桑苗の葉の摘採に関する件 (14)繭共同保管施設助成金交付規定 (15)蚕糸處理統制法 (16)繭質改善施設奨励規程 (17)蚕種繭桑苗売買取締規則

#### 第五節 第二次世界大戦中に於ける蚕糸業政策

六一〇

##### 第一項 一般的概況

六一〇

##### 一、前史

六一一

##### 二、日支事変期

六一〇

##### 三、第二次世界大戦突入から終戦まで

六一一一六三二

- (1)概況 (2)米国の資金凍結令とその対策 (3)副蚕糸業配給統制株式会社設立を急ぐ (4)肥料関係施策 (5)桑園の整理政策 (6)戦力增强企業整備基本要綱 (7)蚕糸業の統制法案 (8)蚕糸業の統制に関する諸法令

#### 第二項 本県に於ける蚕糸業対策

六三二一六五一

##### 一、日支事変期

六三二一六五一

- (1)概況 1 戰時体制下に於ける産業経済政策 2 農業保険制度の実施 3 肥料対策 4 桑園綠肥増殖 5 労力対策

- 6 生糸の新用途開拓 (2) (以下戦時下の諸法規、諸政策)

##### 二、第二次世界大戦期

六五五一七〇五

- (1)概況 1. 昭和十六年より昭和十九年迄蚕糸業に於ける施設概要 (2)桑園確保に関する措置 1 桑園の実態調査に關する方針 2 戰時食糧増産推進本部組織概要 3 昭和十九年度緊急農業増産施設概要 4 桑園改植作付転換施設並間作夏秋蚕専用桑園設置督励に関する件 5 桑園改植転換に関する件 6 桑園作付転換奨励に関する件 7 桑園緊急改善施設に關する件 8 桑園緊急改善施設補助要望 9 作付転換施設に関する件

- 1 養蚕業者の委託繩糸並委託製織に於ける件 2 繭壳賣業者の整備統合に於ける件 3 繭壳業整備統合要綱  
4 企業整備による製糸工場の転用 (5)繭及生糸物動計画に入る (6)戦時下其の他の条例 (7)蠶蛆駆除施設奨励

- 1 豊蠶駆除施設奨励に關する件 2 優良桑品種育成配付施設計画 3 昭和十八年度桑園綠肥種子購入助成に關する件  
 (4、5省略) 6 昭和十八年度桑園綠肥採種圃設置助成に關する件 7 昭和十八年度桑園能率増進施設奨励に關する件  
 8 桑園維持改良施設実施要望 9 桑苗生産委託費及売渡価格 10 痢檢定規則の施行に關する件 11 桑葉需給調整  
 に關する件 12 桑葉需給調整要綱 13 指導監督事業計画書 14 蚕糸業經營改善施設奨励規程に關する件 15 蚕糸業經  
 営改善施設奨励規程 16 玉繭鑑定規程 17 養蚕業者の委託繰糸並に委託製織等取扱の件 18 養蚕業者の委託繰糸並に  
 委託製織等取扱の件

### 第三章 占領統治下の蚕糸業

- 第一節 概況 ..... 七〇五

- 第一項 桑苗蚕種輸出指令 ..... 七〇五

- 第二項 蚕糸業の一般的觀察 ..... 七〇七

- 第二節 施策概要 ..... 七〇九

- 第一項 日本国法律以上の連合軍覚書 ..... 七〇九

- 第二項 日本政府の政策行政 ..... 七一二

- 第三節 本県の蚕糸業復興計画 ..... 七二五

- 第一項 蚕糸業復興研究会を農林省主催で開催 ..... 七二五

- 第二項 群馬県蚕糸業復興計画樹立 ..... 七二八

- 第三項 蚕糸業関係法規 ..... 七三一

## 教 育 篇

- 第一章 概論 ..... 七三四

- 第一節 德川時代先覺者の蚕業教育 ..... 七三四

- 第一項 概說 ..... 七三四

- 第二項 德川時代の教育 ..... 七三五

第二節 明治初期の蚕糸業教育 ..... 七三八

第一項 政府布告と民間先覚者の輩出 ..... 七三八

第二章 教育施設 ..... 七四五

第一節 私立養蚕専門学校 ..... 七四五

第一項 私立甲種高山社蚕業学校 ..... 七四五

第二項 私立適蚕械養蚕研究所 ..... 七五四

第二節 農學校通則と蚕糸業講習所 ..... 七六一

第三節 明治中期の蚕糸業教育 ..... 七六九

第一項 農學校通則廢止後の蚕糸業教育 ..... 七六九

第二項 蚕糸業教育制度と本県の教育 ..... 七八〇

第三項 小学校に於ける蚕糸業に關する教育 ..... 七九三

第四節 各学校に於ける蚕糸業教育 ..... 八〇三

第一項 本県女子師範学校の養蚕教育 ..... 八〇三

第二項 群馬県立勢多農林高等学校 ..... 八〇七

第三項 小泉農業高等学校 ..... 八一〇

第四項 安中蚕絲学校 ..... 八一一

第五項 桐生高等工業学校 ..... 八一二

第六項 佐波農學校 ..... 八一四

第七項 桐生工業学校 ..... 八一五

第八項 甘樂農業高等学校の概況 ..... 八一〇

第九項 大間々農業學校 ..... 八二〇

第十項 工女余暇学校

八二一

第三章 養蚕技術員教師の設置獎励

八二三

第一節 概況

八二三

第一項 養蚕技術員教師の設置獎勵

八二三

第二項 佐波学院

八二四

第二節 諸規定

八三一

第四章 戰時下の蚕糸業教育

八三三

第一節 日支事變期

八三三

第二節 太平洋戰時下

八三六

第一項 概說

八三六

第二項 鄉土新聞に現われた教育情勢

八三六

第五章 戰後の蚕糸業教育

八四四

第一節 畜業技術學校開設

八四四

第一項 學校開設の經緯

八四四

第二項 県畜業技術者教養規程

八四四

第三項 県畜業技術學校教養生心得

八四七

第四項 修業生名簿

八五〇

第五項 高等學校に於ける蚕糸業教育

八五三

第二節 県畜業試驗場

八六四

第一項 沿革

八六四

第二項 畜業試驗場講習規程

八六五

人  
物  
篇

蚕 製 養 蚕 物 篇

種	杉 樋 宮 斎 有 江 松 内 高 田 高 神 加 尾 沼 速 市	須 宮 斎 小 町 山 中 田 小 井
の	山 口 崎 藤 松 原 村 田 久 中 橋 山 部 賀 水 村	永 口 藤 茂 田 本 山 村 野 太
部	茂 宾 伍 幸 旗 芳 源 源 逸 甚 嘉 左 淳 茂 堅 良	田 菊 荣 重 竹 善 右 衛 郎
	太 宮 五 六 之 衛 一	一 二 幸 藤 次 四 兵 次 兵 衛 郎
	雄 郎 一 吉 平 平 郎 郎 象 平 助 平 門 忠 郎 曹 平	郎 郎 市 橋 郎 郎 衛 郎 衛 門

茂 下 斎 笹 新 真 梅 高 田 高 神 亀 岡 岡 ポ 早	菅 三 木 小 町 山 桑 高 吉 馬
木 村 藤 原 井 下 沢 須 村 橋 戸 岡 田 部 ル 川	谷 侯 暮 泉 田 口 島 橋 田 場
惣 善 正 領 恵 作 駒 賢 金 リ 権	勘 角 信 六 清 新 愛 芝 重
広 邑 泉 長 伝 ュ 三	三 次 太 三 兵
兵 太 次 一 三 太 次 三 次 一	郎 策 郎 郎 衛 平 吉 溪 久
衛 郎 郎 治 郎 三 郎 平 郎 郎 世 郎 平 ナ 郎	

森 広 佐 佐 新 深 野 角 都 高 吉 勝 小 小 星 芳	清 木 後 劍 前 桑 塚 田 片
平 神 々 藤 井 沢 口 田 木 橋 田 山 淵 里 野 賀	水 村 藤 持 原 原 越 島 貝
木 喜 定 高 七 重 伊 幸 宗 志 喜 長 権	宗 善 甚 勝 市 新
十五 才 量 雄 久 左 権	清 源 十 太 太 衛
四 五 五 三 兵 三 ち 衛	兵 術 作 郎 吉 郎 郎 門 平 郎
郎 郎 七 平 郎 象 平 吉 郎 郎 衛 郎 子 門 郎 八	

鈴 平 木 宮 有 木 山 永 竹 竹 武 勝 渡 大 德 萩	成 岩 淡 福 松 山 永 田 新
木 田 村 崎 賀 暮 口 井 內 井 山 久 原	川 崎 島 田 下 田 井 島 島
小 健 農 茂 太 篤 清 新 源 鎌	政 鷺 茂
十 太 夫 有 秀 勝 佐 八 太	信 竹 朶 庫 右 い 武 三
郎 郎 吉 敬 成 郎 郎 藏 郎 郎 理 一 郎 郎	平 松 藏 吉 門 郎 と 平 郎

其の他の部

小片五笠井  
金十原岡  
沢嵐原岡  
喜栄嘉大  
久興三  
治登郎造

森藍山佐吉新江藤長横書萩星井飯  
羽上筒塚  
村原同清右井原生沢山文原屋  
角藤右豊佐嘉左伝吉兵  
熊貞時真七兵  
太十衛太吉兵衛七兵  
藏郎郎門門郎藏郎基衛門平郎衛助

織物の部

佐福桑田高高垂飯  
藤島島橋山塚塚  
国藏芳定長卯金  
太之兵清五三大  
郎助助衛平郎郎郎

宮田長横石  
田島沼山原  
伝群久泉  
三次四  
郎郎雄郎村

森新山佐吉青新小前玉吉織橋岩飯  
居上物瀬塚  
橋藤羽右木藤善田本瀬塚  
宗吉右要悠右彌吉春  
兼政衛倉安彌兵太  
太衛次一衛兵兵太  
作吉八郎門藏門郎郎門平衛作衛郎

関小町角田田堀一  
口林田田島込倉  
嘉佐喜彌林儀  
忠平右四  
門藏郎作馬郎平平

平後星村星  
野直  
田閑野田直  
吾祐元兵右衛  
郎次治作門

関彦境星佐青新小福玉吉金堀丹岩  
野上田井越羽崎  
口部野直羽木居阪田甚  
忠源門喜誠常安兵  
周吉八(二)兵兵衛兵之三  
平郎郎世六翁衛衛吉門衛丞平助郎

小町栗田田細井  
林田原島島野上  
多勘弥善久芳  
勤太  
郎郎三郎平去藏

森古五中笠  
川十居原  
屋嵐原  
清重才  
抱吉兵四  
次郎藏衛郎

鈴彦木星佐佐新小福田吉笠大丹石  
野羽阪田村田原四長田  
木部島直右吉井田原四長田  
駒源吉右佐金郎右九  
マ駒源吉右佐金郎右九  
次衛為兵兵兵衛  
チ雄藏郎門藏衛吉衛助郎衛門野

小伏栗田高富原  
茂原中山岡  
田甚京武榮  
近太四十三  
太  
衛藏郎郎郎郎